

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後										
<p>(前 略)</p> <p>(俸給の特別調整額)</p> <p>第12条 俸給の特別調整額は、管理又は監督その他の地位にある別表第9の職名欄に掲げる職にある者（指定職俸給表適用者を除く。）に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(都市手当)</p> <p>第16条 都市手当は、別表第10の区分に掲げる支給地域に在勤する教職員に、その教職員の俸給、俸給の特別調整額、職責調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該区分に対応する支給割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(俸給の特別調整額)</p> <p>第12条 (同 左)</p> <p>(都市手当)</p> <p>第16条 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この規程は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 (俸給の特別調整額に関する経過措置)</p> <p>2 改正後の別表第9の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き同一の職により俸給の特別調整額の支給を受けている教職員（施行日以後に再任される場合を除く。）について、改正後の同表に定める額が改正前の同表に定める額に達しない場合は、なお従前の例による。 (都市手当に関する経過措置)</p> <p>3 改正後の別表第10の規定にかかわらず、施行日から平成34年3月31日までの間における同表の支給地域欄の「京都府木津川市」の区分に対応する支給割合については、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">支 給 割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月1日から 平成31年3月31日</td> <td style="text-align: center;">100分の10</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日から 平成32年3月31日</td> <td style="text-align: center;">100分の9</td> </tr> <tr> <td>平成32年4月1日から 平成33年3月31日</td> <td style="text-align: center;">100分の8</td> </tr> <tr> <td>平成33年4月1日から 平成34年3月31日</td> <td style="text-align: center;">100分の7</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1～8 (同 左)</p>	期 間	支 給 割 合	平成28年4月1日から 平成31年3月31日	100分の10	平成31年4月1日から 平成32年3月31日	100分の9	平成32年4月1日から 平成33年3月31日	100分の8	平成33年4月1日から 平成34年3月31日	100分の7
期 間	支 給 割 合										
平成28年4月1日から 平成31年3月31日	100分の10										
平成31年4月1日から 平成32年3月31日	100分の9										
平成32年4月1日から 平成33年3月31日	100分の8										
平成33年4月1日から 平成34年3月31日	100分の7										
別表第1～8 (略)	別表第1～8 (同 左)										

改正前			改正後		
別表第9 俸給の特別調整額表(第12条関係)			別表第9 俸給の特別調整額表(第12条関係)		
職名	支給額	備考	職名	支給額	備考
副学長	200,000円		副学長	170,000円	
研究科及び総合生存学館 研究科長及び学館長	300,000円	(総長が指定するものに限る。)	研究科及び総合生存学館 研究科長及び学館長	240,000円	(総長が指定するものに限る。)
副研究科長及び副学館長	50,000円		副研究科長及び副学館長	50,000円	
附属の教育研究施設の長	60,000円		附属の教育研究施設の長	60,000円	
附置研究所 研究所長	300,000円	(総長が指定するものに限る。)	附置研究所 研究所長	240,000円	(総長が指定するものに限る。)
副所長	50,000円		副所長	50,000円	
附属の研究施設の長	60,000円		附属の研究施設の長	60,000円	
附属図書館長	300,000円		附属図書館長	240,000円	
医学部附属病院 病院長	300,000円	(総長が指定するものに限る。)	医学部附属病院 病院長	240,000円	(総長が指定するものに限る。)
副病院長	50,000円		副病院長	50,000円	
(略)			(同左)		
薬剤部長	60,000円		薬剤部長	60,000円	
全国共同利用施設の長	60,000円		全国共同利用施設の長	60,000円	
学内共同教育研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)	学内共同教育研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)
	30,000円			30,000円	
国際高等教育院 教育院長	300,000円		国際高等教育院 教育院長	240,000円	
副教育院長	50,000円		副教育院長	50,000円	
機構長	100,000円		機構長	80,000円	
研究拠点 拠点長	300,000円		研究拠点及び高等研究院 拠点長及び研究院長	240,000円	
副拠点長	50,000円		副拠点長及び副研究院長	50,000円	
その他の学内組織の長	30,000円		その他の学内組織の長	30,000円	
(略)			(同左)		
1 研究科長が学部長を兼ねるものに対しては支給額に <u>50,000円</u> を加算する。			1 研究科長が学部長を兼ねるものに対しては支給額に <u>70,000円</u> を加算する。		
			2 この表(欄外4を含む。)により俸給の特別調整額の支給を受ける者が学系長を兼ねるもの(学系長として俸給の特別調整額の支給を受ける場合を除く。)に対しては支給額に <u>10,000円</u> を加算する。		
			3 学系長が学域長を兼ねるものに対しては支給額に <u>20,000円</u> を加算する。		

改 正 前	改 正 後																																														
<p><u>2</u> その他特に総長が指定するものに対して支給する。</p> <p>別表第10（第16条関係）</p> <p>【都市手当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給地域</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>愛知県犬山市</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>滋賀県大津市</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>京都府京都市</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>京都府宇治市（宇治地区施設に限る）</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>京都府向日市</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>大阪府高槻市</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>大阪府泉南郡</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>奈良県香芝市</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>山口県周南市</td> <td>100分の3</td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	100分の20	愛知県犬山市	100分の6	滋賀県大津市	100分の10	京都府京都市	100分の10	京都府宇治市（宇治地区施設に限る）	100分の10	京都府向日市	100分の10	大阪府高槻市	100分の10	大阪府泉南郡	100分の6	奈良県香芝市	100分の6	山口県周南市	100分の3	<p><u>4</u> その他特に総長が指定するものに対して支給する。</p> <p>別表第10（第16条関係）</p> <p>【都市手当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給地域</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>愛知県犬山市</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>滋賀県大津市</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>京都府京都市</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>京都府宇治市（宇治地区施設に限る）</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>京都府向日市</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td><u>京都府木津川市</u></td> <td><u>100分の6</u></td> </tr> <tr> <td>大阪府高槻市</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>大阪府泉南郡</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>奈良県香芝市</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>山口県周南市</td> <td>100分の3</td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	100分の20	愛知県犬山市	100分の6	滋賀県大津市	100分の10	京都府京都市	100分の10	京都府宇治市（宇治地区施設に限る）	100分の10	京都府向日市	100分の10	<u>京都府木津川市</u>	<u>100分の6</u>	大阪府高槻市	100分の10	大阪府泉南郡	100分の6	奈良県香芝市	100分の6	山口県周南市	100分の3
支給地域	支給割合																																														
東京都特別区	100分の20																																														
愛知県犬山市	100分の6																																														
滋賀県大津市	100分の10																																														
京都府京都市	100分の10																																														
京都府宇治市（宇治地区施設に限る）	100分の10																																														
京都府向日市	100分の10																																														
大阪府高槻市	100分の10																																														
大阪府泉南郡	100分の6																																														
奈良県香芝市	100分の6																																														
山口県周南市	100分の3																																														
支給地域	支給割合																																														
東京都特別区	100分の20																																														
愛知県犬山市	100分の6																																														
滋賀県大津市	100分の10																																														
京都府京都市	100分の10																																														
京都府宇治市（宇治地区施設に限る）	100分の10																																														
京都府向日市	100分の10																																														
<u>京都府木津川市</u>	<u>100分の6</u>																																														
大阪府高槻市	100分の10																																														
大阪府泉南郡	100分の6																																														
奈良県香芝市	100分の6																																														
山口県周南市	100分の3																																														